

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

決算日の変更

Q：当社は、従来9月期決算を行ってききましたが、来年度以降は3月期決算に変更したいと思っています。

変更には、どのような手続きが必要でしょうか。

A：定款の変更が必要です。

【解説】

企業の決算日は、通常その会社の定款で「営業年度」が定められていると思いますので、決算日を変更したい場合には、その会社の定款の変更が必要になります。この変更は、社員総会や株主総会を開催して、定款の「営業年度」の変更の決議を行うこととなります。

決算日の変更にとまなう、その変更時の事業年度は、通常年1期（12カ月）の事業年度となっても、1年未満となります。たとえ、その事業年度の期間が1カ月とか2カ月とかの短期間であっても、1事業年度として、会社の決算や確定申告をすることになり、1年を超えた事業年度を設けて、決算や申告をすることはできません。一般的な変更時の事業年度は、変更前の営業年度開始の日から変更後の営業年度終了の日の期間が1事業年度となります。

なお、決算日の変更をしたときは、税務署、都道府県及び市町村に対し、変更前の営業年度及び変更後の営業年度などを記載した届出書を提出します。

